○久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月14日 久山町条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利 用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の青務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、 地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は久山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度

で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

/3 1	加 农分 1 (为 4 未因 区)			
	機関	事務		
1	町長部局	久山町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例(平成24年久山町条例第		
		15号)による乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定		
		めるもの		
2	町長部局	久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年久山町条例第		
		21号) によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定		
		めるもの		
3	町長部局	久山町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年久山町条例第14		
		号) による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるも		
		Ø.		
4	町長部局	久山町町営住宅条例(平成25年久山町条例第4号)による町営住宅の管理		
		に関する事務(以下「町営住宅管理事務」という。)		

別表第2(第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長部局	久山町乳幼児・子ども医療費の支	地方税法(昭和25年法律第226号)その
		給に関する条例による乳幼児・子	他の地方税に関する法律に基づく条例
		ども医療費の支給に関する事務	の規定により算定した税額又はその算
		であって規則で定めるもの	定の基礎となる事項に関する情報(以下
			「地方税関係情報」という。)であって

規則で定めるもの

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項(以下「住民 票関係情報」という。)であって規則で 定めるもの

生活保護法(昭和25年法律第144号)に よる保護の実施又は就労自立給付金の 支給に関する情報(以下「生活保護関係 情報」という。)であって規則で定める もの

医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法、(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

1		I	1
			久山町ひとり親家庭等医療費の支給に
			関する条例によるひとり親家庭等医療
			費の支給に関する情報であって規則で
			定めるもの
2	町長部局	久山町ひとり親家庭等医療費の	地方税関係情報であって規則で定める
		支給に関する条例によるひとり	もの
		親家庭等医療費の支給に関する	住民票関係情報であって規則で定める
		事務であって規則で定めるもの	もの
			生活保護関係情報であって規則で定め
			るもの
			医療保険給付関係情報であって規則で
			定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で
			あって規則で定めるもの
			児童扶養手当法(昭和36年法律第238
			号) による児童扶養手当の支給に関する
			情報(以下「児童扶養手当関係情報」と
			いう。)であって規則で定めるもの
			久山町乳幼児・子ども医療費の支給に関
			する条例による乳幼児・子ども医療費の
			支給に関する情報であって規則で定め
			るもの
3	町長部局	久山町重度障害者医療費の支給	地方税関係情報であって規則で定める
		に関する条例による重度障害者	もの
		医療費の支給に関する事務であ	住民票関係情報であって規則で定める
		って規則で定めるもの	もの
			生活保護関係情報であって規則で定め
			るもの
			医療保険給付関係情報であって規則で
			定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で

		İ	i
			あって規則で定めるもの
			身体障害者福祉法による身体障害者手
			帳、精神保健及び精神障害者福祉に関す
			る法律(昭和25年法律第123号)による
			精神障害者保健福祉手帳又は知的障害
			者福祉法にいう知的障害者に関する情
			報(以下「障害者関係情報」という。)
			であって規則で定めるもの
4	町長部局	 障害者の日常生活及び社会生活	地方税関係情報であって規則で定める
		を総合的に支援するための法律	もの
		(平成17年法律第123号)第77条	住民票関係情報であって規則で定める
		による地域生活支援事業の実施	もの
		に関する事務であって規則で定	生活保護関係情報であって規則で定め
		めるもの	るもの
			障害者関係情報であって規則で定める
			もの
5	町長部局	 町営住宅管理事務	地方税関係情報であって規則で定める
			もの
			住民票関係情報であって規則で定める
			もの
			障害者関係情報であって規則で定める
			もの